○法務省告示第五百四十五号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し法務大臣が定める国、地域及び行政区画を定める件を次のように定める。

平成二十八年十月十七日

法務大臣　金田　勝年

出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し法務大臣が定める国、地域及び行政区画を定める件

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の法務大臣が定める国、地域及び行政区画は、アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パナマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モナコ公国、モーリシャス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、レソト王国、台湾、香港及びマカオとする。

附　則

この告示は、平成二十八年十一月一日から施行する。

○農林水産省告示第二千四十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25467号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ケンペスティエラ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成27年４月13日

1　品種登録の番号　第25468号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　スプレーアイチ秋（あき）１号（ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　愛知県
　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
7　出願公表の年月日　平成27年５月28日

1　品種登録の番号　第25469号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ランスパルフェ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成27年５月28日

1　品種登録の番号　第25470号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　クレマンティエラ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成27年５月28日

1　品種登録の番号　第25471号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　マタン風車（ふうしゃ）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成27年５月28日

1　品種登録の番号　第25472号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ボアミニョン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成27年５月28日

1　品種登録の番号　第25473号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精興光徳（せいこうこうとく）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　イノチオ精興園株式会社
　広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成27年５月28日

1　品種登録の番号　第25474号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　寄（き）の天（てん）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　寄能節雄
　広島県福山市新市町常1598番地２号
7　出願公表の年月日　平成27年６月26日

1　品種登録の番号　第25475号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　寄（き）の映月（えいげつ）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　寄能節雄
　広島県福山市新市町常1598番地２号
7　出願公表の年月日　平成27年６月26日

1　品種登録の番号　第25476号
2　品種登録の年月日　平成28年10月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類　Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　寄（き）の糸寿（いとことぶき）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　寄能節雄
　広島県福山市新市町常1598番地２号
7　出願公表の年月日　平成27年６月26日